

徳島県告示第三百五十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和元年度後期技能検
定を次のとおり実施する。

令和元年九月二日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、配管、型枠施工、ガラス施工	一級及び二級	令和二年一月二十六日（日曜日）	令和元年十二月六日（金曜日）から令和二年二月十六日（日曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	特級 全職種 一万八千二百円
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工	三級					一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級 和裁及び機械・プラント製図 一万三千三百円（三十五歳未満の者が二級又は三級を受ける場合にあっては、四千三百円） 機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（三十五歳未満の者が二級又は三級を受ける場合にあっては、六千百円） その他の職種 一万八千二百円（三十五歳未満の者が二級又は三級を受ける場合にあっては、九千二百円）
金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	特級	令和二年二月二日（日曜日）				
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）	一級及び二級					

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）	三級					三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（三十五歳未満の者が受ける場合にあつては、二千九百円）
バルコニー施工	単一等級	令和二年二月九日（日曜日）				
空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。） 機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）	一級及び二級	令和二年二月九日（日曜日）				
機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）	三級					

二 受検申請書の提出期間

令和元年十月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十八日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会にて配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。